

○内閣府令第 号
農林水産省

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）及び資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(店頭デリバティブ取引)</p> <p>第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</u></p> <p>一 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる取引</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。次条第二号及び第三十四条第二項第一号において同じ。）に係る取引</p> <p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二の四 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</u></p> <p>一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下</p>	<p>(店頭デリバティブ取引)</p> <p>第一条の二の三 法第十条第六項第十二号の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二の四 法第十条第六項第十二号の二の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p>

下同じ。)

二 暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引

〔号を加える。〕

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第十四条の七 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又

〔条を加える。〕

は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第三十五条第二項第十五号において同じ。)について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第十四条の八 組合は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又

〔条を加える。〕

は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(専門子会社の業務等)

(専門子会社の業務等)

第三十四条 〔略〕

第三十四条 〔同上〕

2 法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及

2 法第十一条の六十六第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号

び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第五号及び第十五号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第十一条の六十六第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほ

に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第一条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

か、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔四〇五 略〕

（従属業務等）

第三十五条 「略」

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇一の八 略〕

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務並びに同条第六項各号及び第二十四項各号に掲げる業務（同条第六項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三〇四の二 略〕

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔四〇五 同上〕

（従属業務等）

第三十五条 「同上」

2 「同上」

〔一〇一の八 同上〕

二 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

〔三〇四の二 同上〕

五 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。
）を行う業務

〔六〇十四 略〕

十五 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十五の二〇三十一 略〕

〔三〇七 略〕

（届出事項等）

第五十八条 法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

〔七〇十二 略〕

十二の二 外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する事業の全部若しくは一部を行

〔六〇十四 同上〕

十五 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

〔十五の二〇三十一 同上〕

〔三〇七 同上〕

（届出事項等）

第五十八条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

〔七〇十二 同上〕

十二の二 外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備

<p>う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容の変更をしようとする場合</p> <p>〔十二の三〇十六 略〕</p> <p>十七 法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する事業に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合</p> <p>〔2〇5 略〕</p>	<p>（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合</p> <p>〔十二の三〇十六 同上〕</p> <p>十七 法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合</p> <p>〔2〇5 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年
大 蔵 省
農林水産省 令第二号）の一部を次のように改
正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二 法第十一条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。</u></p> <p>一 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。)</p> <p>二 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)</p> <p>三 暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)又は暗号資産関連金融指標(同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第二十六条第三項第七号において同じ。)に係る取引</p> <p>(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)</p> <p>第十二条の六 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を</p>	<p>(デリバティブ取引の媒介等)</p> <p>第一条の二 法第十一条第三項第十一号の主務省令で定めるものは、<u>金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又は有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。))を除く。</u>の媒介、取次ぎ又は代理とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条並びに第二十六条第三項第七号及び第四項第十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第十二条の七 組合又は連合会は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、組合又は連合会の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

「条を加える。」

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 略」

七 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。次項第四号並びに次条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の全部又は一部を一任されるものを除く。第十三号において同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。）の締結の代理又は媒介

「七の三〇十五 略」

4 法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

「一〇三の四 略」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）

「一〇六 同上」

七 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）に係る業務

七の二 投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。）又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

「七の三〇十五 同上」

4 「同上」

「一〇三の四 同上」

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

）を行う業務

〔五〕二十八 略〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「略」

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

〔五〕二十八 同上〕

（連合会の子会社となる専門子会社の業務等）

第二十七条 「同上」

2 法第八十七条の三第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 法第八十七条の三第一項第三号（法第百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号イにおいて同じ。）の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4〓19 略〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの

3 〔同上〕

- 一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4〓19 同上〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第四十八条 〔同上〕

- 一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (xiii) から (xvii) までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。)</p> <p>「(i) (xiv) 略」</p> <p>(xv) 信託勘定有価証券残高 (xvi) に掲げる事項を除く。)</p> <p>(xvi) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等 (金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。) 残高</p> <p>(xvii) 「略」</p> <p>(3) 「略」</p> <p>「二〇〇〇へ 略」</p> <p>「二〇〇三 略」</p> <p>「二〇〇四 略」</p>	<p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (xiii) から (xvi) までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。)</p> <p>「(i) (xiv) 同上」</p> <p>(xv) 信託勘定有価証券残高</p> <p>「加える。」</p> <p>(xvi) 「同上」</p> <p>(3) 「同上」</p> <p>「二〇〇〇へ 同上」</p> <p>「二〇〇三 同上」</p> <p>「二〇〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(大蔵省
平成九年 農林水産省 令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破
線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附則

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)
第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

[略]	第十三条の六の八 第一項	業務を第三者に委託する場合
	第十三条の六の九	暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置
第十三条の六の十	暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等	

2 [略]

改正前

附則

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)
第三十五条 [同上]

[同上]	第十三条の六の八 第一項	業務を第三者に委託する場合

2 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年

内閣府
農林水産省

令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(付随業務) 第五十八条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。）に係る取引</p> <p>〔5～9 略〕</p> <p>(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)</p> <p>第七十条の二 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取</p>	<p>(付随業務) 第五十八条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔5～9 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第九十七条第二項第二十三号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第七十条の三 農林中央金庫は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、農林中央金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（専門子会社の業務等）

第九十五条 「略」

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十

「条を加える。」

（専門子会社の業務等）

第九十五条 「同上」

2 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項

五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第七十二条第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の

第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔4〇13 略〕

(従属業務等)

第九十七条 〔略〕

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)とする。

〔一〇十一 略〕

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

〔十三〇二十二 略〕

二十三 投資助言業務又は投資一任契約(金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)に係る業務

〔二十三の二〇三十九 略〕

〔3〇7 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象

〔二〇五 同上〕

〔4〇13 同上〕

(従属業務等)

第九十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

〔十三〇二十二 同上〕

二十三 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。)に係る業務

〔二十三の二〇三十九 同上〕

〔3〇7 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象

会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「二〇四 略」

5 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

6 「略」

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 「略」

「二〇三 略」

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 「略」

会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることに認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「二〇四 同上」

5 第一項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可について準用する。

6 「同上」

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 「同上」

「二〇三 同上」

4 第一項の規定は、法第七十二条第十項の規定による認可について準用する。

5 「同上」

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項(14から18)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

〔1〕～〔15〕 略〕

(16) 信託勘定有価証券残高(17)に掲げる事項を除く。)

(17) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等(金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。) 残高

(18) 略〕

ハ 「略」

〔四〕七 略〕

(届出事項)

第五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

「一～十四 略」

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項(14から17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

〔1〕～〔15〕 同上〕

(16) 信託勘定有価証券残高

「加える。」

(17) 「同上」

ハ 「同上」

〔四〕七 同上〕

(届出事項)

第五十条 「同上」

「一～十四 同上」

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式

<p>等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社 を子会社（業務高度化等会社にあつては、農林中央金庫又はその 子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会 社）とした場合（法第七十二条第十三項第一号の規定により届出 をしなければならぬ場合を除く。）</p> <p>〔十五の二〕十七 略</p> <p>十七の二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権 数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議 決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合</p> <p>〔十七の三〕三十一 略</p> <p>〔2〕6 略</p>	<p>等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社 （法第七十二条第十三項第一号の規定により子会社としようとす ることについて同項の届出をしなければならないとされているも のを除く。）を子会社とした場合</p> <p>〔十五の二〕十七 同上</p> <p>十七の二 農林中央金庫が農林中央金庫又はその子会社が合算して その基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権の うちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった 場合</p> <p>〔十七の三〕三十一 同上</p> <p>〔2〕6 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ハの規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項の規定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第一百二十二条第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項の規

定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。